

○ 障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項の規定に基づき、障害者活躍推進計画に基づく取組の実施の状況について、以下のとおり公表します。

1. 機関名 阪神水道企業団

2. 評価年度 令和5、6年度

3. 目標に対する達成度

(1) 採用に関する目標

目標	目標値	実績値
法定雇用率を達成する。	2. 8%	3. 21%

※令和6年6月1日現在

(2) 定着に関する目標

目標	実績
不本意な離職者を極力生じさせないよう努める。	令和5年度において、障害者である職員に離職者は生じなかった。

4. 取組内容の実施状況

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

- ・ 障害者雇用推進者として総務部次長を、障害者職業生活相談員として総務課長を、それぞれ選任している。
- ・ 障害者職業生活相談員及び総務課職員係を、障害者である職員の相談先として設定している。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・ 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者である職員から相談があった場合は、当該職員が負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討することとしている。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・ 上記相談先への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じることとしている。